

平成 17 年度工事定期監査の結果に基づき講じた措置（環境局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)設計・積算 ①設計 イ 設計費の計上 本工事は荻藻島クリーンセンターと西部下水処理場間の 高圧電力ケーブル等を更新するものである。 本工事の積算において、ケーブルラックの架台について、 設計費を計上し詳細設計を含めて発注していた。 しかし、仕様書には設計の内容が明記されておらず、 また、設計費を積算するために徴取した見積書は一式で 計上されていたため、設計の内容は不明であった。 設計費は適正に積算するとともに、仕様書には設計の 内容を明確にすべきである。 （環境局施設課） [№7 荻藻島クリーンセンター電力融通ケーブル等 更新工事]	適正な積算、適切な仕様書作成 のため、工事設計・積算関係チェ ックリストを作成しました。 平成 17 年 12 月 27 日付で施設課 制定の「設計書作成の手引き」に チェックリストの項目を追加・改 訂し、運用を開始しました。	措置済
ウ 仮設電力・水道の工事負担区分 工事を施工するにあたり、据付工事、試運転調整、 現場事務所等に必要な仮設電力設備及び仮設水道の設 置・配線・配管・解体等に要する期間・費用、及びその 使用料が必要となってくる。 布施畑埋立処分地から発生する排水を適正に処理す る施設の主要機器更新工事において、仮設電力・水道に ついて既存設備を利用することを前提に仮設計画を立 てていたが、仕様書に指定していなかったため、契約時 点において、工事負担区分が明確にされていなかった。 設計図書は、適切に整備すべきである。 （環境局施設課） [№8 布施畑排水管理施設改修工事]	仕様書（一般仕様書・特記仕様 書）の見直しを行い、課としての 共通化を図り、平成 17 年 12 月 27 日付で施設課制定の「設計書作成 の手引」を改訂し、作成要領を明 記しました。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)設計・積算 ②積算 ア 保護材の算定 ごみ焼却プラントにおいて、炉体を形成するボイラー水管のうち、直接火炎にさらされる箇所については、耐火性の保護材で覆っている。 東クリーンセンター2号ボイラー水冷壁補修工事は、その保護材のうち、休炉時の点検で脱落が確認された部分（約8㎡）の緊急復旧工事である。 保護材の積算に際し、水管部分の容積を差し引く必要があるにもかかわらず、壁厚により求められた体積をもって計上していたため過大となっていた。 積算は適正にすべきである。 （環境局施設課） [№6 東クリーンセンター2号ボイラー水冷壁補修工事]	平成18年3月2日付で施設課制定の「耐火物積算基準」を改訂し、積算数量欄に算出要領を明記しました。	措置済
イ ケーブル延長の算出 本工事は荻藻島クリーンセンターと西部下水処理場間の高圧電力ケーブルと通信ケーブルを更新するものである。 仕様書では、高圧電力ケーブルは、西部下水処理場電気室から連絡管廊（トンネル）内の旧ケーブルの中間接続点までを更新することと指示されており、施工もほぼ仕様書どおりであった。 しかし仕様書に記載されたケーブル延長は、中間接続点よりも荻藻島クリーンセンター側へ約80m寄った地点までを計上していた。 ケーブル延長の拾い出しは正確にすべきである。 （環境局施設課） [№7 荻藻島クリーンセンター電力融通ケーブル等更新工事]	設計数量の拾い出しを正確にするため、工事設計・積算関係チェックリストを作成し、平成17年12月27日付で施設課制定の「設計書作成の手引き」を改訂しました。	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4)検査		
ア 立会人の任命 西クリーンセンターボイラー水管補修工事において、完成検査を行うにあたり、工事担当課長は、契約の履行を確認する検査員と、検査の公正な執行の確保のための立会人を任命していた。 しかし、検査の実施に際し、任命書と異なる立会人がその職務を行い、検査完了後、工事担当課長に報告をしていた。 事前に再任命手続きをするなど、適正な検査業務を行うべきである。 (環境局施設課) [№5 西クリーンセンターボイラー水管補修工事]	「工事完成検査に関する検査員任命書」を「工事完成検査・検査員及び立会人任命書(変更)」とし、変更があれば作成し、決裁をとるようにしました。 また、平成 17 年 12 月 7 日付で施設課制定の「工事監理書類作成要領」を改訂し、作成要領欄に変更があった場合の処置を明記しました。	措置済